

松江市告示第 271 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11 月 1 日から 11 月 30 日まで	特定計量器の所在の場所	松江市橋北区域

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第 39 条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) (1)に該当しない特定計量器の検査

検査期日	検査時間	検査場所	検査区域等
9 月 9 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	市役所鹿島支所	鹿島町
9 月 11 日	10 時から 12 時まで 13 時 30 分から 15 時 30 分まで	島根公民館 千酌自治会館	島根町 美保関町
9 月 16 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	七類自治会館	美保関町
9 月 18 日	10 時から 12 時まで 14 時から 15 時 30 分まで	八束公民館 美保関文化交流館	八束町 美保関町
9 月 25 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	古江公民館	古江公民館区域
9 月 30 日	10 時から 12 時まで 13 時から 15 時 30 分まで	朝酌公民館	朝酌公民館区域

検査期日	検査時間	検査場所	検査区域等
10月2日	10時から12時まで 13時から15時30分まで	法吉公民館	法吉公民館区域
10月7日	10時から12時まで 13時から15時30分まで	城北公民館	城北公民館区域
10月9日	10時から12時まで 13時から15時30分まで		
10月14日	10時から12時まで 13時から15時30分まで	城東公民館	城東公民館区域
10月16日	10時から12時まで 13時から15時30分まで	川津公民館	川津公民館区域